



令和 6 年

資産等報告書審査意見書

抜粋

令和 6 年 9 月 4 日

糸 島 市 政 治 倫 理 審 査 会

糸島市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、糸島市政治倫理条例（以下「条例」という。）第7条第2項に基づき市長から審査を求められた資産等報告書の審査を終了したので、条例第7条第4項に基づき、意見書を提出します。

1 審査の概要

(1) 資産等報告書の作成義務者

審査会に提出され、審査を行った資産等報告書は、次のとおりです。

月形祐二市長とその配偶者及び被扶養者（同居の親族）（3人）

馬場貢副市長とその配偶者（2人）

家宇治正幸教育長とその配偶者（2人）

議員とその配偶者（39人） 合計46人

(2) 審査会の開催状況

令和6年6月14日から同年8月22日までの間に、5回の審査会を行いました。審査会の開催日、場所及び審査の概要は、[資料1]のとおりです。

(3) 審査の方法

資産等報告書の審査は、条例及び糸島市政治倫理条例施行規則（以下「施行規則」という。）に基づき、また審査を適正に実施するため、審査会が平成23年6月15日に策定した『審査の準則』[資料2]に沿って行いました。

具体的には、市長、副市長、教育長及び議員に関する資産等報告書の土地、建物、預貯金、有価証券、自動車、ゴルフ場の利用に関する権利、貸付金、借入金、地位及び肩書、収入等の状況などの全項目に

ついて、前年との比較表を作成した上、資産等報告書及び添付された資料を慎重に精査して審査を行いました。

また、審査を行う中で疑義が生じたものについては文書による照会を行い、資産等の異動の経過について詳細に審査を行いました。

2 審査結果

条例第7条第2項に基づき当審査会に提出された資産等報告書を審査した結果は、次のとおりでした。

(1) 市長、副市長、教育長関係の審査結果

ア 資産等報告書は、提出期限までに、作成義務者全員から提出されました。

イ 条例又は施行規則で義務付けられた、資産等報告書の記載内容が確認できる書類や税等の納税証明書等は、全て添付されていました。

ウ 虚偽報告と認められる報告はありませんでした。また、正当な理由なくして審査に協力しなかった作成義務者はありませんでした。

エ 資産等報告書の審査過程における文書による照会事項はありませんでした。

(2) 議員関係の審査結果

ア 資産等報告書は、提出期限までに、作成義務者全員から提出されました。

イ 条例又は施行規則で義務付けられた、資産等報告書の記載内容が確認できる書類や税等の納税証明書等は、全て添付されました。

なお、文書による照会事項に対する回答により提出されたものが3件ありました。

ウ 虚偽報告と認められる報告はありませんでした。また、正当な理由なくして審査に協力しなかった作成義務者はありませんでした。

エ 資産等報告書の審査過程における文書による照会事項及びこれに対する文書回答の審査結果は、〔資料３〕のとおりです。

また、照会事項に対する作成義務者からの回答については、審査会では再度これを審査し、了承しました。

なお、照会事項に対する回答は、その要旨を掲載しています。

※ 上記〔資料３〕については、糸島市議会事務局議事課での閲覧の方法による公開のみとさせていただき、ホームページ上では省略しています。

3 審査意見

条例第１条に規定されている、自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ったと認められる報告は、ありませんでした。

また、条例又は施行規則に適合した内容で報告されているものと認めました。

4 審査会からの要請事項

(1) 条例改正の要請

審査会では、審査の実効性をより高めるため、記載内容に関する条例改正を要請するとともに、実務的には「資産等報告書記載注意事項及び要領」及び「資産等報告書提出チェック表」（以下「記載要領等」という。）において、備考欄等への資産増減理由等の積極的開示をお願いしており、定着が進んでいるところです。

しかし、開示内容については、本来条例改正を経て記載事項を変更す

べきものであり、「糸島市政治倫理条例」制定の趣旨を踏まえ、条例改正につき以下の４点について、継続して要請事項とさせていただきます。

ア 報告の対象となる預貯金の範囲について

条例第５条第１号エは、預金及び貯金の額を資産等報告書に記載することを求めています。しかし、普通預金、普通貯金及び当座預金（以下これらを「普通預金等」という。）については、報告対象から除かれています。そのため、資産等の増減把握において支障を来しているのが実情です。

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」や、他の自治体が制定している政治倫理条例の多くが普通預金等を報告対象から除いており、市としては国の改正の方向性に準じた改正を考えているようですが、現在の書面による審査方法からみて、普通預金等を資産等報告書の報告対象とすべきであると考えており、審査会として、条例の改正を要請します。

イ 第三者から受領した金員の報告について

条例第５条第３号アは、給与、報酬、事業所得、配当金、利子、賃貸料、謝礼金、講演料、原稿料、年金その他収入の出所及び金額（１出所当たり５万円以上のものに限る。）と規定しています。この規定における各項目を限定列举とみることにより、不動産や有価証券等の資産を売却した場合に受領した金員等を記載することは求められてないとの解釈も可能です。

しかしながら、本来的には条例上明文化すべきものであり、現在規定されている項目以外の、不動産や有価証券の売却金等、第三者から受領した金員の全てを報告対象とするよう、審査会として、条例の改正を要請します。

ウ 税等の納付状況における報告範囲について

条例第5条第4号は、税等の納付状況を資産等報告書に記載することを求めています。報告対象となっている税目は所得税、事業税、市県民税、固定資産税、国民健康保険税、自動車税及び軽自動車税に限定されています。

報告者の中には、個人事業主として消費税及び源泉所得税の納税義務者と思われる議員がいらっしゃいますが、現在の条例上、報告対象となっている税目が限定列挙されていることから、消費税及び源泉所得税について報告義務はありません。

条例第5条第4号の立法趣旨は、「市政の奉仕者である者は国民の義務である納税を怠ってはならない」との考えから、納税の義務を果たしていることを明らかにさせることにあると解されます。特に消費税は、他の税目に比べ突出して滞納額が多いのが実情です。このような現状の是正を訴えるためには、市政に携わる者が率先して納付状況を明らかにしなければならないと考えます。かかる趣旨に照らせば消費税及び源泉所得税についても、報告対象税目に加えるべく、審査会として、条例の改正を要請します。

エ 報告対象となる資産の範囲について

条例第5条第1号は、報告対象となる資産について限定列挙により定めています。条例制定当初から見直しがなされていないことから近年の資産運用手段の多様化（例えば「金地金」、「暗号資産」等）に対応できていない状態にあります。このような現状を踏まえ、報告対象となる資産の範囲を見直すべく、審査会として、条例の改正を要請します。

(2) 積極的開示継続の要請

審査会では、平成29年以降、条例改正の要請と併せて、審査対象者

の積極的な開示や説明を要請し、記載要領等において注意喚起を行ってきたところです。これまで要請してきた内容は、以下のとおりです。

- ・収入を確認する添付書類として確定申告書及び収支計算書等の提出
- ・不動産売却等による多額の収入がある場合の資金使途の説明
- ・「地位及び肩書」と「給与及び報酬」の記載の整合性確認
- ・報告基準日と異なる残高証明書等による場合の補完説明
- ・自動車所有台数と自動車税納税台数の差異説明
- ・不動産取得原資の説明

これらの内容については、審査対象者に周知が進んでおり、報告内容も年々充実してきております。今後もスムーズな審査のため、積極的な開示を継続していただくよう要請します。

令和6年9月4日

糸島市政治倫理審査会

会 長	古賀 啓介
副会長	仲西 まゆみ
委 員	井上 正義
〃	吉田 友紀
〃	社家間 義旦
〃	波多江 千賀子
〃	山崎 義人

[資料 1]

令和6年糸島市政治倫理審査会開催日、場所及び審査の概要

回	開催日（曜日）	場 所	審査の概要	備考
1	6月14日（金）	糸島市役所4階 庁議室	1 審査依頼 2 提出された資産等報告書の確認 3 比較対照表その他資料の配付 4 審査方法及び手順の説明	出席委員6人
2	7月1日（月）	糸島市役所4階 会議室401	1 資産等報告書の審査 (1) 書面審査（市長等、議員）	出席委員6人
3	7月17日（水）	糸島市役所4階 会議室401	1 資産等報告書の審査 (1) 書面審査（議員） (2) 照会事項の決定	出席委員7人
4	8月1日（木）	糸島市役所5階 会議室501	1 資産等報告書の審査 (1) 照会に対する回答審査 (2) 書面審査（議員） (3) 照会事項の決定	出席委員6人
5	8月22日（木）	糸島市役所4階 会議室401	1 資産等報告書の審査 (1) 照会に対する回答審査 2 審査意見書の検討及び作成	出席委員7人

審 査 の 準 則

平成23年6月15日制定

1 審査の順序

糸島市政治倫理審査会（以下「本審査会」という。）による資産等報告書の審査は市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員の順に、資産等報告書綴りの前頁から順次行う。

2 書面審査

- (1) 全ての資産等報告書について、明らかな誤記、記載漏れ等の有無を点検する。
- (2) 資産の形成過程の点検を容易にするため、項目ごとの前年との比較表を作成する。
- (3) 委員各自が資産等報告書の記載内容について精査し、疑問点を出し合いながら全員でこれを検討する。

3 文書による照会

- (1) 資産等報告書の記載内容について、明らかな誤記、失念等と思われる記載事項の不備、添付資料の欠落又は資産等報告書に対する疑問（以下「疑問等」という。）について、これを確認、補正するため、統一的な様式により、作成義務者に対して、回答期限を定めて、文書による照会を行う。
- (2) 疑問等の照会について、口頭又は一般行政職員による間接的な問い合わせは行わない。

4 文書回答の審査

- (1) 文書による照会の回答文書を受理したら、当該文書の内容を審査する。その結果、なお疑義が生じたときは、再度文書による照会を行う。
- (2) 照会文書及び回答文書は、審査終了後、資産等報告書と同様に、これを保存、閲覧に供する。
- (3) 過去（糸島市設置以降）の照会文書及び回答文書は、書面審査において参照することができる。

5 疎明資料の提出依頼

- (1) 回答文書を審査した結果、なお疑問等が解消しないと認めるときは、作成義務者に対し、必要な疎明資料（疑問等を解消するための資料）の提出を文書により依頼する。
- (2) 疎明資料は、それぞれの事案に即して、本審査会が決定する。
- (3) 疎明資料の提出を求める場合は、作成義務者に対し、疑問等の内容及び当該疎明資料を必要とする理由を依頼文書に明記する。
- (4) 提出された疎明資料の審査にあたっては、作成義務者及び第三者の個人情報を保護するため、本審査会及び事務局において審査に不要な部分の黒塗りや審査を非公開とするなどの配慮を行う。
- (5) 依頼文書及び提出された疎明資料の取扱いは、前記の照会文書及び回答文書と同様とする。ただし、作成義務者及び第三者の個人情報については、閲覧の対象から除外する。

6 事情聴取

(1) 次に掲げる事由があるときは、本審査会に当該作成義務者の出席を求め、疑問等についての説明を聴取する。

ア. 作成義務者が自ら事情聴取を求めたとき

イ. 文書回答及び疎明資料によっても、なお疑問等が解消されないとき

ウ. 文書回答及び疎明資料の提出に応じないとき

(2) 正当な理由なく事情聴取に応じなかった作成義務者については、調査非協力者として、その旨を意見書に掲載する。

7 その他

疎明資料の取得及び事情聴取のため、本審査会への出席に要する費用は、作成義務者の負担とする。